

社会システム研究科学位(博士)請求論文取扱要領

北九州市立大学大学院学則（平成 17 年北九大学則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 28 条、北九州市立大学大学院社会システム研究科規程（平成 17 年北九大規程第 63 号。以下「研究科規程」という。）第 15 条及び北九州市立大学学位規程（平成 17 年北九大規程第 79 号）に定める学位（博士）請求論文（以下「論文」という。）の取扱いは次の要領によるものとする。

（論文提出）

- 第 1 条 論文は、当該年度の 11 月 30 日（休日の場合はその翌日）の正午までに学務第一課へ提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科規程第 15 条第 2 項で定める要件を満たし、9 月に修了を希望する者の提出期限は当該年度の 5 月 31 日（休日の場合はその翌日）の正午までとする。
- 3 前 2 項で定めるもののほか、病気等やむを得ない場合は、代理人または郵送による提出（期限内必着）を認める。なお、この場合、上記提出期限を過ぎた場合は受理しない。
- 4 修了予定日までに審査が終了しない者は、再度修了予定日を定め、研究指導教員の承認を得て、再度提出しなければならない。

（作成基準）

第 2 条 論文は活字、印字のいずれかを使用し、製本された正 1 部、副 2 部を提出しなければならない。

（論文に添付するべき書類）

第 3 条 論文は、指定の表紙（別紙様式）を用いて作成し、次の各号に定める書類を添付の上、提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 学位申請書（別紙様式） | 1 部 |
| (2) 学位請求論文審査申請書（別紙様式） | 1 部 |
| (3) 論文要旨 和文（A4 版縦長、横書き、2,000 字程度） | 3 部 |
| 英文（A4 版縦長、横書き、800 語程度） | 3 部 |
| (4) 関連論文目録（別紙様式） | 4 部 |
| 〔論文執筆者本人が論文の内容に関して既に公表した論文の目録〕 | |
| (5) 履歴書（別紙様式） | 4 部 |

（その他）

第 4 条 提出後の論文の貸与、返却は一切行わない。

（大学院学則第 28 条第 2 項に関する論文の場合）

第 5 条 大学院学則第 28 条第 2 項に相当する場合も、本要領の規定によることとする。

（大学院学則第 30 条第 2 項に関する論文の場合）

第 6 条 大学院学則第 30 条第 2 項に相当する場合も、本要領の規定によることとする。

付 則

この取扱要領は、平成 17 年 11 月 9 日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この取扱要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。